位置
　所在地　愛知県内海港（第四号防波堤西端）
　北緯　三四―四四―一六
　東経　一三六―五一―二九
光達距離　実効光度二二カンデラ
高さ　地上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで八・四メートル
変更年月日　平成二十一年十月二十三日

名称　御崎港北防波堤灯台
位置
　所在地　鳥取県西伯郡大山町（御崎港北防波堤外端）
　北緯　三五―三一―五二
　東経　一三三―三五―三七
変更した事項
　光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
変更年月日　平成二十一年十月二十三日

名称　深海港七号防波堤灯台
位置
　所在地　熊本県天草市（深海港七号防波堤外端）
　北緯　三二―一五―一二
　東経　一三〇―〇五―五〇
変更した事項
　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里

**○東北地方整備局告示第百五十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十七号　宮城県宮城郡利府町澤乙字唄沢三五番一から同町澤乙字唄沢三五番四まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十五日

**○東北地方整備局告示第百五十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十六号
(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 仙北市田沢湖生保内字近藤沢一三番一地内 | 前 | 一二・五三～四九・四九メートル |
| | 後 | 一五・四六～四九・四九メートル |
| 仙北市田沢湖生保内字近藤沢一三番一地内 | | 〇・二五五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

**○東北地方整備局告示第百五十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

東北地方整備局長　青山　俊行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四十六号　仙北市田沢湖生保内字近藤沢一三番一地内　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十五日

**○関東地方整備局告示第三百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定するので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間関東地方整備局及び同局首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百九十八号
三　指定する道路の部分

| 区間 | 幅員延長 |
|---|---|
| 市川市国分七丁目一一一五番一地先から同市国分六丁目九八五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 四・〇〇～四・〇〇メートル　〇・五三八キロメートル |

四　指定する期日　平成二十一年十二月十六日

**○関東地方整備局告示第三百四十四号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四百六十八号　埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字台字南九九二番一地先から同町大字台字北一〇四〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十五日